

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	平成 29 年 9 月 15 日（金）午前 10 時 00 分
閉会日	平成 29 年 9 月 15 日（金）午後 3 時 10 分
場 所	長久手市役所西庁舎 2階 第 7・8 会議室
出席委員	委 員 長 木村さゆり 副委員長 山田かずひこ 委 員 伊藤祐司 大島令子 佐野尚人 林みすず
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	<p>市長 吉田一平 総務部次長兼財政課長 浦川 正 財政課長補佐（財政担当） 嗟峨 剛 収納課長 高木昭信 主幹 山本郁子 福祉部長 中西直起 福祉部次長兼福祉施策課長 成瀬 拓 課長補佐兼福祉施策係長 山田美代子 福祉部次長兼長寿課長 中野智夫 課長補佐（介護保険、地域支援担当） 井上隆雄 介護保険係長 青山祐司 地域支援係長 稲垣道生 子育て支援課長 門前 健 課長補佐（子ども家庭担当）兼子ども家庭係長 岡藤彰彦 保険医療課長 林 元美 課長補佐兼国保年金係長 名久井洋一 医療係長 野田 聡 健康推進課長 南谷 学 課長補佐（母子保健担当） 鈴木晶子</p> <p style="text-align: right;">計 19 名</p>
職務のため出席した者の職氏名	<p>議長 加藤和男 議会事務局長 福岡隆也 書記 飯田純子</p>
会議録	別紙のとおり

委員長 開会宣言
議長 あいさつ
市長 あいさつ

議案審査

認定第 6 号 平成 28 年度長久手市介護保険特別会計決算認定について
長寿課長 認定第 6 号について説明
林委員 介護認定審査会事業について、要支援及び要介護の認定者数は何人か。

長寿課長 平成 29 年 3 月末時点で要支援が 366 人、要介護が 906 人、合計 1,272 人である。

林委員 申請から認定まで 30 日以内と法律で定められているが、平均で何日かかったか。

長寿課長 平成 27 年度は平均 27.5 日である。愛知県平均は 38 日である。
大島委員 介護認定審査会での申請者数及び認定者数は何人か。また、状態が軽くなった方はいるか。

介護保険係長 申請者数は 1,339 人である。
長寿課長 認定者数は 1,272 人であり、介護度が軽くなった件数は把握していない。

林委員 認定結果に対して不服申請はあったか。
長寿課長 不服申請はなかった。
大島委員 居宅介護サービス給付事業について、訪問入浴介護の利用者の介護度はどのような傾向があるか。

長寿課長 介護度が重い方の利用が多い。
大島委員 地域密着型介護サービス給付事業について、受給者数実績が 4 月 138 人、5 月 142 人に比べて 6 月が 254 人に増えている理由は何か。

長寿課長 小規模のデイサービスが居宅介護サービスから地域密着型介護サービスに移行したことが主な理由である。
大島委員 施設介護サービス給付事業について、介護老人保健施設は現在市内にない。市民は市外のどの施設を利用しているのか。

長寿課長 介護老人保健施設の利用は平成 28 年度 513 件あったが、市外のどの施設を利用しているかの把握はしていない。

- 大島委員 施設介護サービス給付事業の介護サービスの利用実績は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の利用者数の合計ということか。
- 長寿課長 他に介護療養型医療施設の利用者数も含まれている。市内に該当施設はないが、年間で56人の利用があった。毎月4～5人の利用があった計算である。
- 林委員 一次予防事業について、介護予防事業及びいきいき倶楽部事業の参加実人数はどのようなか。
- 地域支援係長 いきいき倶楽部の実人数は把握していない。介護予防事業の実人数は合計207人である。
- 佐野委員 いきいき倶楽部は、何か所で実施したか。
- 地域支援係長 17か所で実施した。
- 佐野委員 実施場所は市内均一に分布しているのか。
- 地域支援係長 主に集会所や老人憩いの家で実施しており、市内に分散している。
- 佐野委員 定期的には実施されているのか。
- 地域支援係長 基本的に隔月1回で年6回実施しているが、年4回と設定している場所もある。実施回数はシニアクラブや自治会と相談して設定している。
- 大島委員 一次予防事業のいきいき倶楽部事業委託及び介護予防事業委託、包括的支援事業の地域いきいきライフ普及啓発委託、地域いきいき事業のいきいきライフ推進事業委託とあるが、事業内容はどのようなか。
- 長寿課長 いきいき倶楽部事業委託は、いきいき倶楽部を市内の介護事業所に委託し、2か月に1回実施している。その際、地域包括支援センターの職員が活動状況の確認、健康チェック等をしている。介護予防事業委託はあったかOBサロンやアクア教室等を福祉の家で実施している。
- 地域いきいきライフ普及啓発委託は、総合事業移行前に新たな仕組みを普及啓発するために12月から3か月実施したものであり、市内のサロンが運動講師を派遣したいときに1回限りで利用できるものである。
- 地域いきいきライフ推進事業は、総合事業移行後も市内のサロンが継続的に月1回の運動講師の派遣を利用できるものである。

- 林委員 介護予防二次予防対象者把握事業について、基本チェックリストの郵送数と返送数はどのようなか。
- 地域支援係長 郵送数は7,482人、返送数は5,759人であり、回収率は77パーセントであった。
- 林委員 返送がなかった方への対応はしているか。
- 地域支援係長 特に対応はしていない。
- 林委員 成年後見センターへの相談件数及び市民後見人養成講座の参加数はどのようなか。
- 長寿課長 成年後見センターへの相談件数は延べ142件、実人数23人であった。市民後見人養成講座へは27人参加し、選考の結果19人が登録された。
- 林委員 当初予算で計上された医療ソーシャルワーカー嘱託員報酬はどこに反映されているか。
- 長寿課長 決算書では地域支援事業嘱託員報酬として記載されている。当初は医療ソーシャルワーカーとして嘱託員を募集していたが、雇用できない状況が続いたため、地域支援事業の一般事務として社会福祉士を雇用した。医療ソーシャルワーカーは市の独自事業として予算計上していたが、介護保険制度の改正があるため、来年度から見直していく予定である。
- 林委員 包括的支援事業の生活支援体制整備委託について、委託内容はどのようなか。
- 福祉施策課長 生活支援コーディネーター設置業務及び生活支援体制整備事業アドバイザー設置業務の2つを委託契約している。
生活支援コーディネーター設置業務は契約金額900万円、市内に生活支援コーディネーターを2人配置し、高齢者の生活支援を担う生活支援サポーターの養成、資源の把握等を行った。
生活支援体制整備事業アドバイザー設置業務は契約金額700万円、総合事業の移行に伴い職員及び事業者向けの研修会の実施、関係各課へヒアリングを行い具体的な事業展開についてアドバイスいただいた。
- 林委員 生活支援サポーターの登録は何人か。
- 福祉施策課長 平成28年度末で48人の登録がある。
- 林委員 介護保険料の不納欠損206万7,700円は何人分か。
- 長寿課長 72人分である。
- 林委員 滞納繰越分179万7,000円は何人分か。

課長補佐 収入済額 179 万 7,000 円の人数は把握していない。滞納繰越の人数は、年度毎での重複はあるが平成 28 年度 124 人、平成 27 年度以前が 142 人である。

林委員 厚生労働省の調査で、介護予防サービスの利用数が前年度比の 3.8 パーセント、約 150 万人減少していることが分かった。一部の方の負担割合が 1 割から 2 割となり利用が抑制されたことが要因とされているが、本市の現状はどのようなか。

長寿課長 直接的な不満は届いていない。2 割負担になったことによって、月の上限額を越えた方に対しては還付できる制度もある。還付制度については、2 割負担が始まる前にケアマネジャーを通して周知啓発している。

大島委員 第 2 号被保険者の国民健康保険税の介護保険分の未納はなかったか。

課長補佐 第 2 号被保険者の保険料は、支払基金交付金として長久手市に支払われる。支払基金が各健康保険組合から第 2 号被保険者の介護保険分の費用を徴収し、介護保険事業者に配分している。そのため、未納分は市では把握できない。

大島委員 国民健康保険税の介護保険分の未納は把握できないということではよいか。

長寿課長 そのとおりである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員 介護保険の利用料は 2000 年の制度発足以来、ずっと 1 割負担であったが、一昨年 8 月、一定の所得以上の人、単身世帯では年金収入等 280 万円以上の利用料を 2 割へと引き上げた。負担が増えて、生活が成り立たないなどの声が寄せられている。低所得者のための保険料の減免やサービス利用料の軽減・減免制度をつくり、誰もが必要なサービスを受けられるようにすべきと指摘し反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

認定第 6 号平成 28 年度長久手市介護保険特別会計決算認定については、賛成多数。

認定第 6 号は、原案のとおり可決

議案第 41 号 平成 29 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
長寿課長 議案第 41 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 41 号平成 29 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員。

議案第 41 号は、原案のとおり可決

認定第 2 号 平成 28 年度長久手市国民健康保険特別会計決算認定について
保険医療課長 認定第 2 号について説明
林委員 所得 300 万円以下の加入者の人数と割合はどのようなか。
課長補佐 平成 28 年度の所得 300 万円以下の世帯は 4,651 世帯であり、
全体の 73.3 パーセントである。
林委員 不納欠損の内、軽減制度の対象者数はどのようなか。
課長補佐 60 人が軽減制度の対象となっている。
林委員 不納欠損は何件あったか。
収納課長 平成 28 年度は 381 件である。
林委員 短期保険証と資格証明書の発行数はどのようなか。
課長補佐 平成 28 年度末時点で短期保険証は 174 世帯に発行している。

資格証明書の発行は現在行っていない。

大島委員

一般被保険者第三者納付金は何件分か。また、一般被保険者延滞金は何世帯分か。

課長補佐

一般被保険者第三者納付金の求償件数は12件である。

収納課長

一般被保険者延滞金の件数は把握していない。

林委員

国民健康保険税の収入未済額について、軽減制度及び減免制度を適用した件数は何件か。

課長補佐

軽減制度の適用は49人、減免制度の適用は0人である。

大島委員

優良被保険者世帯記念品について、対象世帯となる基準は何か。また、平成28年度の対象世帯は何世帯で、記念品は何か。

課長補佐

対象世帯の基準は、平成28年12月31日時点で国民健康保険税を完納していること、被保険者であること、確定申告をしていること、前年度に医療機関を受診していないことである。平成28年度の対象世帯は129世帯であり、記念品は長久手温泉ござらっせの温泉券を1世帯当たり3枚配布した。

大島委員

後発医薬品差額通知作成委託について、通知することによって医療費ベースでどのくらい効果があったか。

課長補佐

355万円の財政効果があった。

佐野委員

保健衛生普及事業の健康教室について、現行の方法からステップアップして地域に自立し分散していく仕組みづくりが必要ではないか。例えば、健康推進課との連携等考えていないか。

課長補佐

健康教室を毎月第4火曜日に実施した際、座談会として参加者同士で話し合う時間を30分設けている。平成29年度は要望の多かったポールウォーキングの養成講座を実施した。健康推進課との連携として、健康教室でもプログラムの初めにラジオ体操を行っている。

大島委員

特定健康診査委託の検査項目の内容はどのようなか。また、市として受診率の目標は掲げているか。

課長補佐

検査項目は身体測定、尿検査、血圧測定、問診、医師の診察、血液検査、心電図、眼底検査の8項目である。受診率の目標値は全国一律で平成29年度までに60パーセントとなっている。平成28年度の実受診率の目標は57.5パーセントと設定した。

林委員

出産育児一時金支給事業について、受領委任払制度の利用数はどのようなか。

課長補佐

34件の利用があった。

- 林委員 葬祭費支給事業について、1人5万円で計算すると37人の利用となるが、年齢の内訳はどのようなか。
- 課長補佐 年齢は把握していない。
- 林委員 一般会計からの法定外繰入金は1人当たりいくらか。
- 課長補佐 1人当たり1万950円である。
- 林委員 国民健康保険法第44条では、医療機関での一部負担金の減免制度があるが、利用者数は把握しているか。
- 課長補佐 長久手市での利用者はいない。
- 林委員 趣旨普及事業について、どのような普及活動をしたか。
- 課長補佐 昨年度の保険証一斉更新時に国民健康保険の制度案内及びジェネリックの普及啓発シールを送付した。また、毎年行っている高齢受給者証の送付の際にも70歳以上向けのパンフレットを送付した。
- 林委員 「長久手市国民健康保険」のパンフレットには、自己負担割合が小学校入学前2割、小学校入学後70歳未満3割と印字されているが、修正はされるのか。
- 課長補佐 パンフレットには市独自の制度は反映されていない。
- 林委員 半年前にも指摘したと思うが、注意書きをお願いしたい。
- 大島委員 平成30年度からの県との共同運営化にあたって、平成27年度決算に基づいた試算では保険料が5万6,000円増えると報告があった。平成30年度の保険料は平成28年度決算に基づいて新たに試算されるのか。
- 課長補佐 愛知県より10月以降に平成28年度決算に基づいて算出した平成30年度の推計が出る予定である。医療費の推計は平成26年度から平成28年度までの3か年の推移から算出されると聞いている。
- 木村委員 基金積立金に対する市の考え方はどのようなか。
- 課長補佐 基金の取り崩しは、保険給付費や介護納付金等の大きな支出に備えるために必要である。また、基金は不足する資金を補うために必要なものであると考える。
- 木村委員 今後の方針はどうか。
- 課長補佐 今後も基金の積立を維持していきたい。
- 林委員 被保険者1人当たりの保険給付費は近隣市町と比べてどのようなか。
- 課長補佐 平成28年度の1人当たりの費用額は、長久手市は29万1,720

円、日進市は 31 万 6,242 円、東郷町は 33 万 9,097 円である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員

国民健康保険税は、退職者や非正規労働者、自営業者など、不況の影響を一番受けやすい層を対象としている。長久手市では所得 300 万円以下の世帯が 73.3 パーセントを占めていることから、被保険者の国保税だけでは払える国保税にはなり得ないことは明白である。国民健康保険法第 44 条による経済的な困難を抱える方を対象とした医療機関での窓口負担の減免制度ももっと周知していくべきである。法定外繰入についても前年度より 1 万 4,000 円程少なくなっている。困窮者がお金の心配なく、必要な医療を受けることができるよう強く求めて反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

認定第 2 号平成 28 年度長久手市国民健康保険特別会計決算認定については、賛成多数。

認定第 2 号は、原案のとおり可決

議案第 40 号
保険医療課長

平成 29 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
議案第 40 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 40 号平成 29 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員。

議案第 40 号は、原案のとおり可決

<休憩 12 時 02 分>

<再開 13 時 10 分>

認定第 7 号 平成 28 年度長久手市後期高齢者医療特別会計決算認定について

保険医療課長 認定第 7 号について説明

林委員 平成 28 年度に保険料の改定があったが、均等割と所得割はどう改定されたか。

保険医療課長 所得割は平成 26、27 年度 9 パーセントから平成 28、29 年度 9.54 パーセント、均等割は平成 26、27 年度 4 万 5,761 円から平成 28、29 年度 4 万 6,984 円に改定された。

林委員 1 人当たりの平均保険料はいくらか。

保険医療課長 1 人当たり 8 万 2,144 円から 8 万 4,035 円に改定された。

林委員 愛知県の保険料は全国で何番目に高いか。

医療係長 全国で 3 番目に高い。所得割率では 12 番目、被保険者均等割額では 18 番目に高い。

大島委員 健診事業の後期高齢者保健事業委託について、委託先の医療機関は市外にもあるのか。診療科目はどのようなか。また、自己負担はあるか。

課長補佐 市内 15 か所の医療機関に委託しており、診療科目は基本的に内科である。自己負担はない。

林委員 所得を申告していない人はどのくらいいるか。

保険医療課長 平成 28 年度は 9 人申告がない。

大島委員 後期高齢者保健事業の委託先を市内に限定する理由は何か。

課長補佐 75 歳以上が被保険者になっているため、市内にある身近な病院での受診を考えた。なお、市外の医療機関を受診したいという要望は現在ないが、要望があれば検討していきたい。

林委員 後期高齢者医療保険料での差し押さえはあったか。

保険医療課長 差し押さえはない。
林委員 庁舎共通管理費の算出根拠はどのようなか。
財政課長補佐 市役所全体で各課に振り分けしている。平成 30 年度からは実績に応じて予算編成する予定である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

林委員 後期高齢者医療制度は年齢で高齢者を分断する制度である。平成 28 年度は 2 年に 1 度の改定で、均等割が 4 万 5,761 円から 4 万 6,984 円へ値上がり、所得割が 9 パーセントから 9.54 パーセントへ上がった。医療費が増えれば増えるほど負担が増えるという問題が解決されていない。また、75 歳以上の方の医療保険制度でありながら、私たちが独自に審議することができず、元の制度に戻すべきであると指摘し、反対討論とする。

賛成討論なし

反対討論なし

認定第 7 号平成 28 年度長久手市後期高齢者医療特別会計決算認定については、賛成多数。

認定第 7 号は、原案のとおり可決

議案第 42 号 平成 29 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

保険医療課長 議案第 42 号について説明

林委員 愛知県後期高齢者医療広域連合の補正予算では、国の電算システムの不備による軽減判定誤りがあり、保険料の徴収誤りに対する補正があった。本市への影響はないか。

保険医療課長 愛知県によると国から正式に報告がないため、市が負担した分を補填してもらえるかは不明である。

大島委員 平成 28 年度決算で実質収支額が 844 万 5,862 円となったが、今回の補正予算の給付費と一般会計への繰出金で精算するということでよいか。

課長補佐 平成 28 年度決算から平成 29 年度に繰越した分は、一般会計へ繰り出して 9 月時点で精算している。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

議案第 42 号平成 29 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員。

議案第 42 号は、原案のとおり可決

請願第 1 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願について

紹介議員 請願第 1 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

請願第 1 号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願については、全員賛成にて採択。

所管事務調査

長久手市における児童発達支援センター及び地域包括ケアシステムの現状について

子育て支援課長 本市には、児童福祉法第 43 条に定める児童発達支援センターはない。平成 29 年 3 月 31 日現在で「児童発達支援通所受給者証」が交付された 34 人の方は、市外の児童発達支援センター・児童発達支援事業所を利用している。

児童の発達や成長段階に応じて、長時間、継続的に専門的な療育を受けられる体制の整備が求められているため、就学前児童の通所療育としての日中の居場所の確保、相談支援、また保育園や学校等への訪問支援を行う児童発達支援センターを整備し、地域の療育拠点として機能させることで、身近な地域で安心して過ごせるようにしていく必要がある。

施設整備は 9 月末策定予定の「上郷保育園改築基本構想」にスケジュールを示す予定であり、保育園、児童館の整備を先行し、段階的に複合機能として整備する考えである。運営方法は自立支援協議会事務局会議、児童教育支援部会、また専門家も交えた検討を始めており、利用者にとって使い勝手の良い施設になるよう今後議論していきたい。

長寿課長

地域支援事業の体系について

- ・ 総合事業により、介護予防給付の訪問介護及び通所介護が地域支援事業に移行した。移行後も現行相当のサービスを継続している。
- ・ 地域いきいき事業は、要支援 1、2 の方だけでなく 65 歳以上を対象とした事業であり、運動講師を派遣する等の地域介護予防活動の支援をしている。
- ・ 包括的支援事業として、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備の充実を平成 30 年 4 月までに実施する。

介護予防・日常生活支援総合事業について

- ・ どこでもいきいき運動教室（運動講師の派遣）、いきいきライフパーティ（活動意欲の増進、参加者の拡大）、いきいきライフ勉強会（サロンの運営に必要なリーダー研修）、情報収集・情報発信を通して、地域の市民が集い主体的に健康づくり活動を行うサロンの活性化を目指す。

包括的支援事業について

- ・ 在宅医療・介護連携事業は、平成 28 年度は研修会を 4 回、交流会を 3 回実施した。平成 29 年度からは、専門部会の設置により多数のメンバーが議論に参加できるよう組織改編した。
- ・ 認知症地域支援推進員事業は、平成 28 年 11 月から実施し、推進員を普及・啓発担当として 1 人、相談対応担当として市内 2 か所の地域包括支援センターに 1 人ずつ配置している。
- ・ 地域ケア会議の準備会を 5 月と 7 月に実施した。

福祉施策課長

包括的支援事業（生活支援体制整備）について

- ・ 生活支援コーディネーター（生活支援の担い手の養成等）や協議体（関係団体と地域の課題を情報共有）の設置等により、生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。
- ・ 生活支援コーディネーターは平成 27 年 2 月から 2 名設置し、平成 29 年 4 月から 3 名体制となった。
- ・ 協議体は、関係者による意見交換を踏まえ、平成 28 年 3 月末に要綱上の協議体を設置した。
- ・ 生活支援体制整備の導入に向け、職員・事業者向けの勉強会、関連事業のヒアリングなどについて助言・提言を得るため、生活支援体制整備アドバイザーを設置した。
- ・ 生活支援サポーターは現在 48 人。生活支援サポーターへのフォローアップ研修を平成 28 年度より実施した。担い手の確保、活動機会の確保、サポーターのあり方等が課題である。
見守りサポーターながくて養成事業（社会福祉協議会事業）
- ・ 困っている方の早期発見を担う「地域のアンテナ」役を養成する。平成 25 年度から 28 年度までの養成実績は初級が 909 人、中級が 123 人、上級が 36 人である。
ながくて地域スマイルポイント事業（関連事業）
- ・ 市内で市民活動に取り組む 18 歳以上の方に対して、1 時間 1 ポイント付与し、1 年間で最大 1 万円分の図書カード等に換金できる。
- ・ 平成 28 年度末時点で登録者は 911 人であり、60 代が 34 パーセント、70 代が 26 パーセントを占めている。
支え合いマップ策定事業（関連事業）
- ・ 市民主体となり、50 世帯程度の範囲で近所にどんな困っている人がいるか、どのような繋がりがあるか実際に地図を作

りながら話し合い、見えてきた課題に対してさまざまな取組を行う。平成 28 年度は 6 地区で実施した。

委員長

児童発達支援センターについて、意見はあるか。

佐野委員

児童発達支援センターの課題は 6、7 年前から変わっていない。すぎのこ教室を法に基づいた施設にするかも含めて、市がどこまでの支援を行うかを早く示すべきである。根幹となる相談業務もまだ示されていない。学童期から就労支援までどう市がフォローしていくのか、市内にどのような社会資源があり、どんなメニューが民間委託できるのか考えていくべきである。

子育て支援課長

まず、児童発達支援センターの位置づけが大事だと考える。現在、相談業務は社会福祉協議会に委託しているが、児童発達支援センターでの相談機能との棲み分けを自立支援協議会の中で検討し始めたところである。地域の事業者も参加し、ソフト面について検討していきたいと考える。

佐野委員

ソフト面が決まらないとハード面を考えることはできない。市がどこまでできるのか踏み込んで整理してほしい。根幹となる相談業務について、基幹センターから児童発達支援センターの相談機能にどう繋げるか、全て基幹センターで対応するのか等しっかりと検討してほしい。

大島委員

委員会で視察したうめだ・あけぼの学園は、通常の保育園との併用通園ができ、親子での個別支援もあった。保育士の他に専門の資格を持った方が在籍し、資格の種類によって格付けされずに対等に業務を行っていた。本市としても児童発達支援センターの独自の理念を設定し、先進地を見本にしながら計画を立てるべきである。

子育て支援課長

理念はまだ持っていない。障害のある子や発達の遅れの疑いがある子、その保護者の居場所を地域で確保することが大切だと考える。すぎのこ教室は市の単独の事業であり、医師の診断書や受給者証がなければ通所できない施設とは違い、少し発達が気になる子どもが親子で通所できる施設である。地域での居場所と法に基づいた日中の居場所を市内で確保することが大切である。相談機能や施設運営については、今後専門家や市内の事業所と議論していきたい。

山田(か)委員

委員会視察で感じたことは、先進地には必ず 1 人熱意を持った人がいる。中心となる熱意を持った人に行政がどう関わって

いくかが重要であり、行政主体ではできないと感じた。中心となる人材を確保し、行政も部局を超えて取り組むことが必要である。

伊藤委員 児童発達支援センターは保育園、児童館と時間において整備する方向性とのことだが、すぎのこ教室や保育園の今後のスケジュールはまだ決まっていないのか。

子育て支援課長 具体的なスケジュールは基本構想で示していく。すぎのこ教室については、不安を抱えている保護者の居場所確保のため、親子の通所機能は残していく考えである。

伊藤委員 通所機能を残すということは、法に基づいた施設とは切り離して考えていくということか。

課長補佐 すぎのこ教室は市の条例で設置しており、診断書は必要ない。母子で様子を見ながら児童発達支援センターに通所するか保育園に通園するのかの見極めをしている。法に基づく専門療育の前段階として、親子での通所機能は効果が高いと考えている。

佐野委員 親子の通所機能だけ切り取って考えるのではなく、その先を見据えて全体でどう繋げるかを考えるべきである。民間事業所にどんな人材がいてどんな対応ができるかを把握した上で、市と民間委託の線引きをしていかないといけない。児童発達支援センターから利用者が亡くなるまでどうフォローできるかが大事である。

子育て支援課長 児童発達支援センターは法の位置づけは未就学までの療育施設であり、就学、就労への繋ぎ方は今後自立支援協議会で議論していく。また、市内の事業所の特徴についても把握しながら協議体の中で議論していきたい。現在の事業計画では、相談支援センターが全体的な支援計画を立て、利用する事業所や児童発達支援センターで通所する子どもの具体的な計画を立て、モニタリングしながら相談支援センターが次に繋げることになると考えている。今後、どういった機関がどういった役割を担いどう繋げていくかを整理していきたい。

大島委員 児童発達支援センターは福祉の家にある障害児児童相談センターが主体となるのか。

子育て支援課長 具体的には基本構想で示していく。相談支援センターは基幹として障害児全体の相談機能を担うコントロールタワーであると考えており、児童発達支援センターは主に就学前の障害を持

った子どもの日中の居場所や療育の場になると考えている。

委員長 地域包括ケアシステムについて、意見はあるか。

大島委員 これまでの取り組みや3か所目の地域包括支援センターについては、平成30年4月1日から始まる第7期介護保険事業計画の中で示されるのか。

長寿課長 3か所目の地域包括支援センターについては議論中であり、介護保険事業計画の中で示していく。

山田(か)委員 要支援1、2の方を介護保険に頼らず自立させていく取組はないか。

長寿課長 要支援1、2の方の訪問介護及び通所介護は、総合事業により上限がつき、上限を超えた分は一般財源からの持ち出しになる。本市は高齢化率が低く財源に困っていないが、市民の支え合いが浸透していない状況である。要支援の方へは現行相当のサービスを継続し、今後要支援になる前の方を引き留めるための健康づくりの施策に力をいれていきたい。健康づくりに関しては、市の主導ではなく、元気な高齢者が歩いて行ける範囲に小規模のサロンができ、自発的にサロン活動が行われることが理想である。

佐野委員 児童発達支援センターも地域包括ケアシステムも覚悟がどこまであるかによって市の施策は変わる。先進地では覚悟の度合いが違ふと感じた。本市は「日本一の福祉のまち」を掲げているが、それに見合う成果を出す覚悟は持っているのか。

長寿課長 和光市の東内保健福祉部長の講演会で「覚悟を持ってやらなければならない」と聞いた。本市においても、地域ケア会議の中で専門職種の方に対して、介護保険法の条文にある自立支援を促すこと、残っている能力を奪わずできない部分だけを助けていくことを浸透させていきたい。また、市民が介護保険サービスを利用する際は、必要に応じて法律の制度を説明していきたい。

伊藤委員 和光市で印象に残ったことは、人材と圏域ニーズ調査である。本市では、基本チェックリストの返送がない方への対応は特にしていないが、和光市では返送がない方を戸別訪問してその人の状況を確認し、本当に求められているサービスを調べている。同じようなニーズ調査はできないか。

長寿課長 昨年度、策定委員会の中で高齢者向けのアンケートを記名式

で実施し、返送がなかった方へアプローチしたいと提案したが、記名式に対して否定的な意見があり、理解を得られなかった。次回のアンケート実施時に記名式を提案するかは、他部署で行っているアウトリーチの取組との連携を含めて検討したい。

大島委員

公的介護保険の保険者は市であって、介護サービスは民間が行うものである。市が市内の高齢者のデータを分析した上でプランを立て、それに対して事業者が介護をするという構築をしっかりとしないと介護保険料は3年毎にどんどん上がっていく。公的介護保険の基本は、介護サービス提供事業者に聖域を持たずに、市が明確な方針を持つことである。地域支援事業をしっかりと取り組み、要介護の方の在宅率が高くなるような目標を計画の中に組み込んでほしい。

長寿課長

市民主体のサロン活動のような介護保険サービス以外の高齢者の居場所を増やしていくことが、介護保険財源を有効に使う取組であると考えている。

大島委員

市民主体のサロンは委託であると思うが、国保連合会にサロンの費用を請求する仕組みになっているのか。

長寿課長

総合事業の要支援1、2の訪問介護及び通所介護は、国保連合会を経由した請求事務となる。それ以外の事業所が関わる分については国保連合会を介さずに紙ベースの請求書である。市民主体のサロンは、現在助成金を出していないが、運動講師の派遣費用は負担をしている。

大島委員

国保連合会を経由しない紙ベースでの請求事務はしっかりと市が管理監督してほしい。

長寿課長

総合事業では現行サービス以外で国保連合会を経由しない請求事務があるため、適切にチェックしていきたい。

木村委員

和光市では東内保健福祉部長の熱い思いのもと事業が進められていた。高齢者の体の機能が良くなることは、その人にとっての幸せだという思いがあった。ここで部長の意気込みを伺う。

福祉部長

和光市の件は直接伺っていないため分からないが、全国の先進自治体やセミナー等で話を聞くと、行政は組織のトップや責任者の考え方ややる気が直接施策に結び付いていくと感じた。委員会での議論や指摘を踏まえて、今後の福祉施策について意欲的な政策を推進していきたい。

委員長 次に、閉会中の継続調査について継続調査申出事件一覧表のとおり、引き続き閉会中も継続して調査することを提案するがよろしいか。

＜異議なし＞

異議なしのため継続調査とし、継続調査申出書を委員長から議長に申し出ること全委員了承。

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 3 時 10 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成 29 年 9 月 15 日

教育福祉委員会委員長 木村さゆり